

報告第5号

地方自治法第180条第1項の規定により指定された訴えの提起の専決処分
をしたことの報告について

上記の報告をする。

令和6年2月15日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

地方自治法第180条第1項の規定により指定された訴えの提起の専決処分
をしたことの報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により指定され
た訴えの提起について、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定によ
り報告する。

記

1 被告

個人

2 事案及び訴えの概要

杉並区（以下「区」という。）が国民健康保険を実施するに当たり、埼玉県内医
療機関の開設者及び管理者である被告が平成28年6月から平成29年12月ま
での期間に係る診療報酬278万6,666円を不当に受給していたことが判明
した。

区は、被告に対して、当該不当利得の返還を求めたが、いまだ返還されないこ
とから、当該不当利得金額の支払等を求めて、訴えを提起する。

3 訴訟遂行の方針

本事件において、必要に応じて上訴又は和解をすることができる。

4 専決処分日

令和6年2月6日